完 了 後 の 評 価 個 表

事業名		森林環境保全整備事業	事業実施期間	平成20年度~平成24年度
事業実施地区名 (都道府県名)		磐城森林計画区 (福島県)	事業実施主体	関東森林管理局 磐城森林管理署
完了後経過年数		4年	管理主体	関東森林管理局 磐城森林管理署

事業の概要・目的

本事業は、福島県東部の浜通り地方に位置する、いわき市、相馬市、南相馬市の3市並びに双葉郡及び相馬郡一円の7町3村に所在する86千haの国有林を対象としている。

その大部分が阿武懐山地に位置し、字多川、真野川、新田川、請声川、木戸川、夏井川、鮫川等の主な河川の源流部にあって、下流域の水源地として重要な役割を果たしており、本計画区内の国有林の55%が水源かん養又は土砂流出防備等の保安林に指定されている。

本計画区の人工林面積は50千haで、国有林面積の58%を占め、スギ、ヒノキとも全般に生育が良好である。事業実施期間における人工林の林齢構成をみると、間伐適期であるV齢級からVII齢級の林分が4割、主伐期を迎えている林分が6割となっており、伐採を見据えた路網整備や伐採後の確実な更新が必要となっている。

また、近年は、水源の涵養、山地災害の防止、木材等の林産物の安 定供給等の機能に加え、良好な生活環境を保全する機能や地球温暖化 の防止機能等に対する期待も高まっている。

本事業は、これらの要請に応えるため、植栽等の更新、間伐等の森林整備を推進するとともに、森林施業の効率的・効果的な実施に必要な路網の整備に取り組んだものである。

・主な事業内容 森林整備 間伐面積 1,971ha

更新面積 610ha

保育面積 6,624ha

路網整備開設延長3.5km改良延長25.3km

· 総事業費 3,754,517千円

① 費用便益分析の 算定基礎となった 要因の変化

- ・平成28年度に費用便益分析の算定方法の見直しが行われ、過去の費用を現在価値に換算するに当たり、物価変動の影響を除いて算出することとなった。
- ・平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、本計画区内の13市町村のうち9市町村が避難指示区域に指定された。このため、主伐を計画していた林分の多くへの立入りが制限され、更新面積は当初計画の4割に、保育面積は半分とな

った。

- 一方で、間伐は、地球温暖化防止対策として積極的に実施した結果、当初計画の2倍以上の実行面積となった。
- ・路網整備は、集中豪雨などによる被災箇所や老朽化が著しい路線の改良工事を優先して行った結果、改良延長は計画の約1.5倍となった。
- 一方で、林道の新規開設は、避難指示区域を通る路線への立入りが 制限されたこともあって、開設延長は計画の1割に留まった。
- 総便益(B)は、間伐面積が計画を大きく上回り、水源涵養便益と 山地保全便益が増加したことから、事前評価時点より大幅に増加し た。
- 総費用(C)は、間伐面積が計画を大きく上回り、事業経費が増加したことから、事前評価時点より大幅に増加した。

総便益(B) 35,146,635千円 (平成19年度の評価時点:16,696,695千円) 総費用(C) 10,955,056千円 (平成19年度の評価時点:5,422,728千円) 分析結果(B/C) 3.21 (平成19年度の評価時点:3.08)

② 事業効果の発現 状況

- ・本事業の実施により、若い林分の健全な成長と林分密度の適正化が 促進され、水源の涵養、山地災害の防止、炭素固定などの公益的機能 のより高度な発揮につながっている。
- ・東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故後、木材生産事業の中 断や出荷制限の影響があったが、本事業によって生産された木材は、 可能な限り搬出して原木の安定供給に努めたことにより、地域林業の 振興に貢献している。

(素材販売量) 平成20~24年度 147,798m3

者で57台と、業者数、台数とも増加している。

③ 事業により整備 された施設の管理 状況

- ・避難指示区域内の路網は立入りが制限され、現状を十分に把握できない状況にあったが、空間線量率が低減し、避難指示等が解除された箇所から順次、洗掘された路面の修繕や落石の除去作業等を再開している。
- ・それ以外の路網については、職員による日常の巡視のほか、台風や 大雨後の随時点検により、通行の支障の有無や危険箇所の発生の有無 等の確認を行い、優先度に応じて維持修繕や改良工事を実施して良好 に維持管理している。

④ 事業実施による 環境の変化

路網整備が進む中で、高性能林業機械の導入が進み、作業効率の向 上や事業地までの移動時間の短縮、労働安全の確保に貢献している。 国有林野関係事業体の高性能林業機械の保有状況は、本事業実施前 の平成19年度は管内9業者で31台であったが、平成26年度は管内12業

5 社会経済情勢の変化

- ・空間線量率の低減を受けて、平成29年3月31日に浪江町、飯舘村、同年4月1日には富岡町で、帰還困難区域を除いて避難指示が解除された。
- ・避難指示の解除に伴い、森林施業を再開できるようになってきており、双葉郡内の国有林においても森林施業を再開している。
- ・平成25年以降、福島県南東部、茨城県北部、栃木県北東部に所在する年間原木消費量約10万㎡以上の大型製材工場が、製造ラインの新

設、高性能な木工機械の増設を行ったこともあって、木材需要は増加 傾向で推移しており、これら工場の集荷圏にある本計画区からも木材 の更なる安定供給が求められている。

・管内に隣接する田村市では、間伐材等を燃料とする木質バイオマス 発電所が平成31年度に稼働する予定であり、今後、間伐材等の需要の 伸びが予想される。

⑥ 今後の課題等

・避難指示が解除された区域の国有林では、空間線量率の状況や地元の要望等を踏まえながら、森林施業を更に拡大していく必要がある。

森林施業の再開にあたっては、放射性物質の拡散防止対策や作業従事者の被ばく低減対策等の具体的な手法の効果を検証するために実施してきている実証事業で得られた知見やモニタリング結果を踏まえて、事業を実施していく必要がある。

- ・平成29年4月に帰還困難区域内の国有林で林野火災が発生し、その際は、立入制限等がある中で消火活動に大きな困難を伴った。その経験も踏まえ、林野火災等に適切な対応が図られるよう、地元地方公共団体等と緊密な連携を図りつつ、路網の状況把握や整備を実施していく必要がある。
- ・林業の成長産業化の実現に向け、国有林が率先して森林施業の低コスト化を進めていく必要があり、立木の伐採と再造林を一貫して行う「一貫作業システム」の拡大、定性間伐から列状間伐への切り替え、下刈り回数の縮減など、施業方法の見直しを徹底することが求められる。

また、これらの新たな施業方法の民有林への普及や、森林共同施業 団地の設定等の民国連携の取組を通じ、地域の林業・木材産業の成長 産業化に積極的に貢献していく必要がある。

地元の意見:

(福島県)

事業の実施により、森林の有する公益的機能の維持増進が図られている。

また、避難指示が解除された民有林において、森林整備に取り組む 市町村が増加していることから、国有林においても、当該区域での森 林施業の更なる拡大が望まれる。

(南相馬市)

・森林の有する多面的機能の維持増進は非常に重要なことであり、本事業の断続的な実施に期待しているところであるが、本市においては国有林の大部分が原発事故による放射性物質の影響を多分に受けており、事業の実施にあたっては、現在行っている実証事業等により、労働者の被ばく低減措置や樹木に付着している放射性物質の除去、更には拡散防止対策等、「安心・安全な林業」の再開を望む。

(双葉町)

・東日本大震災直後の台風の影響で、七日沢国有林からの土砂流出により林道七日沢線の一部が被災し、車両等通行が出来ない状況にある。帰還困難区域内であり、被災した林道の復旧については難しい状況にあるが、平成29年春に発生した山林火災も踏まえ、災害発生時に備えた早急な林道の復旧等の検討をお願いする。

(葛尾村)

- ・森林整備は、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に加え、生活環境の整備に重要な役割を果たしていることから、重要な 事業と認識している。

当町において平成29年4月1日に避難指示が一部解除となり、国有 林野においては、本格的な営林活動の再開が期待されている。引き続 き放射性物質対策事業を取り組んで頂くとともに、通常の森林施業の 実施をお願いする。

森林管理局事業評価 技術検討会の意見

本事業の実施により、水源涵養機能等の森林のもつ公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

避難指示が解除された区域における森林施業の再開・拡大に加え、 林業の成長産業化に向けた新たな施業方法の民有林への普及や木材の 安定供給体制の確立など、積極的に地域に貢献していくことが望まれ る。

評価結果

- ・必要性: 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながっており、また、原木の安定供給により、地域の林業・木材産業の振興にも寄与しており、その必要性が認められる。
- ・効率性: つる切などの保育作業は現地の状況を見て必要に応じ実施することとし、路網整備では排水施設を簡易な構造のものにする、再生砕石や現地発生土を有効活用するなど、コスト縮減が図られている。

費用便益分析の結果からも効率性が認められる。

・有効性: 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、木 材生産事業の中断や出荷制限等の影響はあったが、事業全 体としてみると、森林の有する多面的機能の持続的な発揮 や林産物の安定供給が図られている。引き続きその効果が 発現していくと見込まれ、事業の有効性が認められる。

便 益 集 計 表

事業名 : 森林環境保全整備事業

都道府県名:福島県

施行箇所:磐城森林	(単位:千円)		
大 区 分	中区分	評価額	備 考
水源涵養便益	洪水防止便益	10, 881, 241	
	流域貯水便益	2, 126, 073	
	水質浄化便益	4, 558, 381	
山地保全便益	土砂流出防止便益	9, 473, 748	
環境保全便益	炭素固定便益	2, 894, 456	
木材生産等便益	木材生産等経費縮減便益	417, 488	
	木材利用増進便益	962	
	木材生産・確保増進便益	4, 399, 450	
森林整備経費縮減 等便益	森林整備促進便益	394, 836	
総便益(B)		35, 146, 635	
総費用(C)		10, 955, 056	
費用便益比	B÷C=	35, 146, 635	= 3.21
貝川	B+C-	10, 955, 056	– 5. 21

森林環境保全整備事業 磐城森林計画区(福島県)事業概要図

